

# 指定成分等含有食品を取り扱う 製造者や販売者の皆様へ

○特別の注意を要する成分等を含む食品(以下、「指定成分等含有食品」という)を取り扱う製造者や販売者に対して健康被害情報の届出が義務化されました。

- ・令和2年6月1日から指定成分等含有食品による健康被害が生じたり、生じるおそれがある旨の情報を得た場合、製造者や販売者は**保健所への届出が必要**となります。
- ・なお、保健所への届出は食品表示責任者を通じて行うこともできます。

「指定成分等」とは次の4つの成分です。

- ・コレウス・フォルスコリー
- ・ドオウレン
- ・プエラリア・ミリフィカ
- ・ブラックコホシュ



○製造又は加工基準が制定されました。

製造者や加工者は、厚生労働大臣が定める基準により製造又は加工を行わなければなりません。



届出様式は広島市ホームページをご覧ください。

162055 (ページ番号でさがす)

検索